

筑西広域市町村圏事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例

昭和 46 年 4 月 1 日条例第 5 号

改正 平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(サービスの宣誓)

第 1 条 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 31 条の規定に基づく職員の宣誓に関しては、筑西市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 17 年筑西市条例第 27 号)の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。